

広島市立新安佐市民病院（仮称）ヒーリングアート整備業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

本公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、広島市立新安佐市民病院（仮称）ヒーリングアート整備業務に係る公募型プロポーザルを実施するにあたり、参加資格や企画提案書に係る審査・評価方法等の諸条件のほか、手続き等について応募者に公表するものである。

提出書類等の作成に当たっては、精読の上、遺漏の無いよう努めること。

1 業務目的

広島市立新安佐市民病院（仮称）（以下「新病院」という。）の建設に伴い、新病院の理念や施設整備方針等を十分理解した上で、立地特性などを生かしたヒーリングアートを整備することにより、療養環境の質の向上、患者の自己治癒力の促進、合わせて患者、家族及び病院スタッフの精神的な負担の軽減、癒し空間の提供を図ることを目的とする。

2 概要

(1) 業務名

広島市立新安佐市民病院（仮称）ヒーリングアート整備業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

本業務は、新病院に係るヒーリングアートの計画策定及び整備を行うものである。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和3年9月30日までとする。

(4) 履行場所

広島市安佐北区亀山南一丁目（広島市荒下土地区画整理事業施行地区内）

(5) 業務担当課

地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 安佐市民病院整備室

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号（広島市立安佐市民病院内）

TEL 082-815-6792 電子メール hirokikou-honbu@hcho.jp

(6) 契約担当課

上記(5)と同じ。

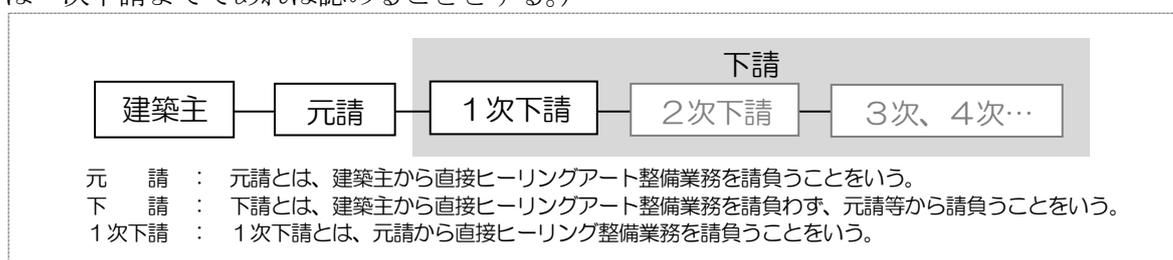
3 参加資格

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第1号）を提出できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 地方独立行政法人広島市立病院機構契約規定実施要綱第2条第1項各号の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 公示日から受託候補者の選定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 国税（所得税又は法人税、消費税及び地方消費税）、広島市税（個人市民税又は法人市民税、固定資産税及び軽自動車税）の滞納がないこと。
- (6) 平成17年4月1日以降に完成・引渡し完了した、次に掲げる実績をすべて満たしており、当該実績を証明できる契約書及び仕様書等の写しを提出することができること。
- ア 延べ面積が20,000平方メートル以上、又は病床数200床以上の病院の新築工事、又は増築工事に伴うヒーリングアート整備の実績（実績は、原則元請とするが、下請の場合は一次下請までであれば認めることとする。）



イ 上記のヒーリングアート整備の内容は、建物のごく一部に、アート作品を展示したようなものでないこと。

4 本プロポーザルで求める提案

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）へ掲載している「広島市立新安佐市民病院（仮称）整備基本計画」、「広島市立新安佐市民病院（仮称）基本設計（概要版）」、「広島市立新安佐市民病院（仮称）実施設計（概要版）」及び別紙1「仕様書」に基づき、次の内容について企画提案書を作成すること。

(1) 本業務の実施方針

ア 基本方針

ヒーリングアートの目的、新病院の理念、施設整備方針、立地特性及び地域との一体性等を踏まえ、本業務を実施するに当たっての基本方針を提案する。

イ 実施方法

仕様書を踏まえ、実施方法を提案する。本業務を実施するに当たって、仕様書の内容よりも踏み込んだ実施方法のアイデアがあれば、合わせて提案すること。

ウ 作業計画

整備計画の策定時期や整備時期について、スケジュール（全体工程）や作業手順をできるだけ具体的に提案する。

(2) 本業務の実施体制

本業務を実施するに当たっての実施体制について、業務責任者を定めた上で、応募者における人員配置、役割を具体的に提案する。

また、採用予定の作家人数、そしてそのうち、広島市在住あるいは広島市に所縁のある者を何人配置するかを提案する。(広島市在住あるいは、広島市に所縁のある者を最低限1人は採用すること。)

(3) 応募者の業務実績

ア 類似業務の実績 (会社)

参加資格を満足する類似業務の実績について、延べ面積、病床数、整備コンセプト、整備写真などを提出する。

イ 受賞等の実績

過去に手掛けたアートプロデュース (アートの内容はヒーリングアートに限定しない。) で、雑誌への掲載やデザイン賞を受賞したことがあれば、その実績を提出する。

(4) 業務責任者の業務実績

ア 業務責任者の類似業務の実績

業務責任者として配置する予定の者が担当した、病院におけるヒーリングアートの整備業務 (病院の規模は問わない。) の実績について、延べ面積や病床数、整備コンセプト、整備写真などを提出する。

イ 専門知識、取組姿勢

作家を支援し、作品の良さをわかりやすく発注者へ伝えるためにどのようなことに留意しているか、また、広島市への思い入れなど取組姿勢を提案する。

(5) 必須整備か所のヒーリングアートの整備イメージ図

整備か所名を明らかにし、必須整備か所 (アメニティスペース、E Vホール、ホスピタルストリート、通院治療センター待合の各壁面) の整備イメージのコンセプト、整備イメージを提案する。

(6) その他の提案等

上記(5)に倣い、自由提案整備か所と地元展示スペースについて提案する。

(7) ヒーリングアート整備業務費

ヒーリングアートの整備業務費及びその内訳を記入する。

なお、3, 0 0 0万円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) を企画提案に基づくヒーリングアートの計画策定費及び整備費の合計の上限額とする。

5 全体スケジュール

内 容		日 付
1	公示	令和2年 7月31日(金)
2	参加資格確認	参加資格確認申請書に関する質問の受付期限
3		〃 に関する質問への回答期限
4		〃 の提出期限
5		参加資格確認結果の通知期限*
6	企画提案	実施要領の内容に関する質問の受付期限
7		〃 に関する質問への回答期限
8		企画提案書の提出期限

9		プレゼンテーション及びヒアリング日時の通知	令和2年10月上旬
10		プレゼンテーション及びヒアリング	令和2年10月上旬～中旬
11	受託候補者の選定及び通知		令和2年10月中旬
12	受託候補者とならなかった場合の理由の説明請求期限		令和2年10月中旬
13	受託候補者とならなかった場合の理由の説明回答期限		令和2年10月中旬～下旬
14	契約締結		令和2年10月下旬

※ 参加資格確認申請書の提出があれば、随時確認を行い、都度結果を通知する。

6 実施要領の配布方法等

実施要領等は、市立病院機構のホームページ (<http://www.hcho.jp/>) のトップページの「新着情報」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和2年8月21日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 配布場所

前記2(5)の業務担当課

7 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から令和2年8月21日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出場所

前記2(5)の業務担当課

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第1号等）を作成し、添付書類とともに、持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。申込期限までに必着のこと。）により提出すること。

持参する場合は、あらかじめ前記2(5)の業務担当課へ電話連絡を行うこと。

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、A4版パイプ式ファイルに綴じ込み、表紙と背表紙へ「応募者名」と「広島市立新安佐市民病院（仮称）ヒーリングアート整備業務公募型プロポーザル参加資格確認申請書」と記入すること。

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）、添付資料「事業者の概要に関する資料」（既存資料・カタログ可。）

ウ 法人の登記事項証明書

エ 資本的関係・人的関係調書（様式第3号）

オ 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写しでも可。）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか。）の写し。〔電子納税証明書は不可。〕（証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

カ 広島市税の納税証明書（写しでも可。）

「令和〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写し。（証明年月日が参加表明書提出日3か月前の日以降のものに限る。）

キ ヒーリングアート整備業務実績調書（様式第4号）（受託業務の契約書等の写しを含む。）

(5) 提出部数

1部

(6) 参加資格確認結果の通知

提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書により資格確認を行い、令和2年8月27日（木）までに参加資格確認結果を通知する。

参加資格が認められた者以外の者は、本プロポーザルに係る企画提案書の提出を行うことができない。

8 参加資格確認申請に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公示日から令和2年8月5日（水）までの土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 受付場所

前記2(5)の業務担当課

(3) 受付方法

質問は、書面（様式第5号）で行うこととし、あらかじめ、前記2(5)の業務担当課へ電話連絡の上、電子メール（Word形式）により提出する。

(4) 質問に対する回答

質問提出者に対して直接回答する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

公募型プロポーザル参加資格審査結果の通知日から、令和2年9月25日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出場所

前記2(5)の業務担当課

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(4) 提出書類

ア 企画提案書の表紙（正本[本書]；様式企第1号、副本[評価用]；様式企第2号）

イ 企画提案書に関する誓約書（様式企第0号）

ウ 企画提案書

- ① 実施方針（様式企第3号）
- ② 実施体制（様式企第4号）
- ③ 応募者の業務実績（様式企第5号）
- ④ 業務責任者の業務実績（様式企第6号）
- ⑤ 必須整備か所のヒーリングアートの整備イメージ図（様式企第7号）
- ⑥ その他の提案1（様式企第8号）
- ⑦ その他の提案2（様式企第9号）

エ 企画提案書の概要版

企画提案書の内容の概要をA3版2枚以内にまとめたものとし、様式は任意とする。

オ 参考見積

- ① ヒーリングアート整備業務費（様式企第10号）
- ② 内訳（様式企第11号）

(5) 提出部数

- ア 企画提案書 正本1部
- イ 企画提案書 副本10部
- ウ 企画提案書の概要版 10部
- エ 企画提案書の電子ファイル（正本、副本及び企画提案書の概要版） DVD-R1枚
- オ 参考見積書及び内訳書 1部

(6) 作成方法等

- ア 提案者名（商号又は名称、代表者職・氏名）の記載と押印は正本の表紙のみに行い、副本には提案者名の記載及び押印はしないこと。また、企画提案書内に提案者名が類推できる表現は記載しないこと。
- イ 企画提案書は、A4版・縦で作成することとし、A4版ファイルに綴じ込んで提出する。
- ウ 文字は注記等を除き、原則として10ポイント以上の大きさとする。
- エ 提案は、考え方を文書で簡潔に記述することとし、文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- オ 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

10 実施要領の内容等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公募型プロポーザル参加資格審査結果の通知日から、令和2年9月4日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 受付場所

前記2(5)の業務担当課

(3) 受付方法

質問は、書面（様式企第12号）で行うこととし、あらかじめ、前記2(5)の業務担当課へ電話連絡の上、電子メール（Word形式）により提出する。

(4) 質問に対する回答

応募者全員に対して直接回答する。

11 応募の辞退

公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出以降において、応募を辞退する場合、応募者は、企画提案書の提出期限までに、参加辞退届出書（様式第6号）を前記2(5)の業務担当課へ提出すること。

また、応募者が当該提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

12 企画提案に対する審査・評価基準

受託候補者選定基準（別紙2）で示す評価基準に基づき、公平かつ客観的に審査・評価を行う。

13 審査方法

(1) 企画提案の審査・評価は、広島市立新安佐市民病院（仮称）ヒーリングアート整備業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 審査委員

所 属 ・ 職 名 等	
地方独立行政法人広島市立病院機構	理事長
地方独立行政法人広島市立病院機構	本部事務局 参事
地方独立行政法人広島市立病院機構	安佐市民病院長
地方独立行政法人広島市立病院機構	安佐市民病院副院長（建替え担当）
地方独立行政法人広島市立病院機構	安佐市民病院副院長兼看護部長

14 受託候補者の選定について

審査委員会が、受託候補者の選定を行う。

(1) 審査・評価

本プロポーザルの参加資格が認められた者に対して、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施し企画提案の内容を含め総合的に審査・評価し、最優秀者及び次点者を特定する。

なお、プレゼンテーション等は、提出した企画提案書のみで行うこととし、資料の追加配布や差し替えは、一切認めない。ただし、口頭による軽微な訂正は可能とする。

ア 実施日：令和2年10月上旬～中旬

プレゼンテーション15分、ヒアリング15分とする。

時間及び場所等の詳細は、対象者に対して別途通知する。

イ プレゼンテーション等は、非公開とする。

ウ プレゼンテーション等の応募者側の出席者は、3名以内とする。

なお、業務責任者として予定している者は、必ず出席するものとする。

エ 審査結果は、審査委員会の終了後、審査参加者全員に通知する。

(2) 選定結果の公表

最優秀者及び次点者の名称を市立病院機構ホームページ(<http://www.hcho.jp/>)で公表する。

15 契約の方法

- (1) 最優秀者として選定された受託候補者を随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合は、契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は、次点者を交渉権者とする。
- (2) 優先交渉権者が正当な理由なく契約を締結しないときは、契約予定額の100分の5に相当する額を損害賠償金として市立病院機構に支払わなければならない。また、市立病院機構は、契約を締結しない優先交渉権者を市立病院機構における入札に参加させない措置を講じる。
- (3) 最優秀者の企画提案に対する参考見積金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

16 その他

- (1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
なお、公募型プロポーザル参加資格確認申請書が、その提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書を受理しない。
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出、並びにヒアリング等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (5) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は、受託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、選定に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書は提出期限後においては、差し替え、再提出できない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正の行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。
- (7) 提出された参加表明書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (8) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の受託候補者決定の公表までの間において、本件に関して、審査委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (9) 業務の一部を再委託する場合の協力事業者等は、この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、広島市の指名停止措置を受けていないこと。なお、計画策定の統括業務は再委託できないものとする。